

市県民税・所得税の申告相談が始まります！

税の申告期間は2月16日(金)から3月15日(木)まで

平成19年1月1日現在、国東市に住んでいる方を対象に、平成18年分所得税の確定申告と市県民税申告の受付を行います。地区ごとに申告会場と日程が次のとおりとなっていますので、ご確認のうえ必ず申告期限内に申告を済ませるようにしてください。

「確定申告が必要な方」

(1) 事業所得（営業等、農業）、不動産所得、配当所得、一時所得、譲渡所得などがある方で、平成18年中の各種の所得金額の合計額が各種所得控除額の合計額より多い方。（所得税がかからない場合は、市県民税申告が必要）

(2) 給与所得者で次に該当する方

1 平成18年中の給与の収入金額が2、000万円を超える方。

2 給与を1か所から受けていて、給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方。（20万円以下の場合、市県民税申告が必要）

3 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方。（20万円以下の場合、市県民税

申告が必要）

(3) 年金を2か所以上から受けていて、その年金収入を合算することにより所得税額に変更（増額）が生じる方。

(4) 退職所得がある方で、「退職所得の受給に関する申告書」が未提出のため一律20%の税率で源泉徴収されていて、正規の税額より少ない方。

*確定申告を提出された方は、市県民税申告書を提出したものとみなされます。

「市県民税申告の必要な方」

1 給与所得者で、農業所得等の給与以外の収入がある方。

2 年末調整をされなかった方。

3 公的年金収入のみの方。

4 国民健康保険、介護保険に加入されている方。（昨年中に収入が全くなかった方）

5 市外に居住する人の扶養になっている方。

申告相談に持ってくるもの

1 印鑑

2 前年中に支払った国民年金、生命保険（個人年金）、損害保険、医療費等の領収書又は証明書

3 給与や年金の源泉徴収票、又は事業主からの給与支払い証明書

4 営業、農業、不動産などの収入・支出の明細が判明できるもの

5 本人又は扶養されている人が障害者、戦傷病者であることを証明するもの（障害者手帳等）

申告をしないと……

申告をしないと適正な課税ができないばかりでなく、次のような証明がとれなくなります。

1 公営住宅の申込みや、金融機関の融資などの手続きに必要な証明

2 福祉年金、老人医療費、児童手当などの受給手続きに必要な証明

3 社会保険の申請などに必要な証明のほか国民健康保険税と介護保険料の軽減ができません。

市からのお願い・お知らせ

1 申告会場は毎年相当混雑します。農業所得、営業等所得、不動産所得を申告する人は、申告相談を円滑に行うため、事前に収入金額・必要経費等を整理し、収支内訳書等を作成しお持ちください。

2 医療費控除を受ける人は、支払領収書の合計